

がんばる中小企業応援給付金

国の持続化給付金、北海道の休業要請に関する支援金、
名寄市の事業継続支援給付金をもらっていても、申請できます！

新型コロナウイルスの感染拡大、緊急事態宣言、休業要請などで
大きな影響を受けている事業者に対して、給付金を支給します！

対象者

名寄市内に事務所、事業所又は店舗を有する中小企業及び個人事業主

対象要件

令和2年2月から8月までのいずれかの月の売上高や確定申告での
事業収入（営業等）が前年同月比で**30%以上**減少していること

給付金額

① **飲食店事業者**（移動販売・イートインスペース設置のコンビニ等は除く）

1店舗につき25万円

複数の店舗を経営している場合は、限度額50万円
店舗ごとの営業許可証の写しが必要となります。

② **バス・タクシー事業者**（運転代行は除く）

30万円＋保有する車両台数に応じて

タクシー3万円・乗合バス3万円・貸切バス6万円をそれぞれ保有する
車両台数に乗じた額を加算

③ **宿泊業事業者**（下宿は除く）

30万円＋客室数×1.5万円＋3か月分の上下水道料金

令和2年2月から8月までに支払った上下水道料金の3カ月分を加算
宿泊施設ごとの営業許可証の写しが必要となります。

④ **上記①②③以外の事業者** **15万円**

※ 複数の事業が該当する場合は、該当の有無・必要書類などについて、
裏面の問い合わせ先にご確認ください。

申請締切

令和2年9月30日（水）まで

詳細は裏面へ

申請・添付書類

- 1 交付申請書（様式第1号）
- 2 直近の確定申告書と決算書の写し
- 3 売上げの減少を証明できる帳簿等の写し
- 4 口座振替申出書（様式第2号）
- 5 通帳の「オモテ面」と「通帳を開いた1・2ページ目」の写し
- 6 誓約書（様式第3号）
- 7 飲食店事業者は、店舗ごとの食品衛生法の営業許可証の写し
- 8 公共交通事業者は、旅客運送事業の許可証の写しと旅客運送事業に供するために保有する車両一覧表
- 9 宿泊業事業者は、旅館業法の営業許可証の写し、稼働している客室数がわかる書類、上下水道料金納付額が確認できる書類

☆ 先の給付金（事業継続支援給付金）の交付決定通知書の写しを提出することで、2～5の必要書類を省略することができます。ただし、複数該当を除く。

申請方法

- ・申請書などの必要書類は、名寄市ホームページからダウンロードしてください。
- ・インターネット環境が整備されていない事業者用に、名寄市役所産業振興課、名寄商工会議所、風連商工会に申請書などの必要書類を設置しています。
- ・給付金の申請は、郵送または窓口にて受け付けます。

提出先及びお問い合わせ先

・名寄商工会議所会員・名寄料飲店連合会会員の方

名寄市商工会議所 TEL: 0 1 6 5 4 - 3 - 3 1 5 5

・風連商工会会員の方

風連商工会 TEL: 0 1 6 5 5 - 3 - 2 0 7 7

・上記以外の事業者の方

〒0 9 6 - 8 6 8 6 名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所 がんばる中小企業応援給付金受付係

① 0 8 0 - 2 8 4 5 - 1 2 7 7 ② 0 8 0 - 2 8 4 5 - 1 2 7 8

☆ 給付金に関する相談について ☆

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、問い合わせや相談は「基本的に電話対応」とさせていただきます。電話相談では内容・申請方法がわからない方については、下記の相談窓口にて対応いたします。

相談窓口：名寄市役所名寄庁舎 3階 産業振興課（平日9:00～17:00）